

認定整備等事業者に対する貸付概要

2025年3月19日施行
2026年2月4日改定

電力広域的運営推進機関

- 電気事業法（以下単に「法」という。）第28条の40第1項第5号の3及び業務規程第64条の5の規定に基づく電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の貸付に関しては、本貸付概要（以下「本概要」という。）に定める条件等に反しない内容とする。
- 本機関による貸付の詳細な条件等については、貸付毎に本機関と認定整備等事業者（法第28条の50第1項に定義される認定整備等事業者をいう。以下同じ。）との間で締結される金銭消費貸借契約書（以下「貸付契約」という。）において個別に定めるものとする。
- 本機関による貸付を民間金融機関等からの貸付に劣後させる場合、優先劣後関係の詳細については、当該民間金融機関等、本機関及び認定整備等事業者との間で締結される債権者間協定書（以下「債権者間協定」という。）において個別に定めるものとする。
- 本機関の貸付を受けようとする者は、遅くとも整備等計画（法第28条の49第1項に定義される整備等計画をいう。）の経済産業大臣の認定を申請する前に、資源エネルギー庁及び本機関に事前相談を行うこととする。

1	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> 本機関は、認定整備等事業者に対してのみ、貸付を行うものとする。
2	貸付対象事業 (資金使途)	<ul style="list-style-type: none"> 本機関による貸付の資金使途は、認定整備等事業者が、法第28条の50第2項に定義される認定整備等計画（以下「認定整備等計画」という。）に要する費用、その他当該事業に関連する費用として本機関が認めた費用（公租公課、優先貸付人（民間金融機関等）による貸付の利息及び手数料、建設予備費、積立金等を含む。）とする。
3	優先劣後関係	<ul style="list-style-type: none"> 本機関の貸付は、民間金融機関等からの資金調達のみでは不足する部分を補完することを目的とした公的支援の性格が強いものであるため、返済順位を民間金融機関等の貸付に対して劣後させができるものとする。
4	貸付の実行	<ul style="list-style-type: none"> 本機関は、対象となる整備等計画が経済産業大臣の認定を取得した後、貸付を行うことができる。本機関の貸付は、優先貸付人（民間金融機関等）による貸付に先行して行うことができるものとする。
5	貸付金額	<ul style="list-style-type: none"> 本機関による貸付の金額は、貸付契約に基づく貸付の実行までに法第99条の8に基づき本機関に納付された値差収益（以下、「納付済値差収益」という。）の範囲内とする。
6	貸付利息	<ul style="list-style-type: none"> 本機関による貸付の利率は、固定利率とし、本機関が法第28条の40第1項第5号の3の定めに基づく貸付業務（以下「貸付業務」という。）に要する費用を回収可能な程度の水準とする。 尚、延滞時の遅延損害金は不要とする。 利息の徴収により本機関に発生した収益については、納付済値差収益同様に、今後の貸付業務又は交付金交付業務の原資として使用する。

7	貸付期間	<ul style="list-style-type: none"> 本機関による貸付の期間は、原則、認定整備等計画に係る設備の資産構成上で最も割合の大きいものの法定耐用年数以内とするが、民間金融機関等による貸付の条件を考慮して決定する。
8	返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、認定整備等計画に係る設備の運転開始後、元金均等返済とする。
9	担保及び保証	<ul style="list-style-type: none"> 本機関の貸付に関して、借入人若しくは第三者の担保又は保証は不要とする。
10	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 本機関の貸付に係る手数料は不要とする。
11	期限前弁済	<ul style="list-style-type: none"> 借入人は、元本弁済日より前に元本の全部又は一部を弁済することができる。 但し、優先貸付人（民間金融機関等）による貸付の全てが完済されていない場合には、債権者間協定の規定に基づき、優先貸付人（民間金融機関等）等の事前の書面による承諾を取得していることを条件とする。
12	借入人による地位等の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> 借入人は、本機関が書面により事前に承諾しない限り、貸付契約上の地位又は権利義務を第三者に譲渡することができないものとする。
13	貸付人による地位等の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> 優先貸付人（民間金融機関等）による貸付の全てが完済されていない場合には、債権者間協定の規定に基づき、本機関は、優先貸付人（民間金融機関等）等の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸付契約上の地位又は権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。
14	追加貸付	<ul style="list-style-type: none"> 本機関は、納付済値差収益の範囲内で追加貸付を行う（追加貸付契約を締結する）ことができる。 追加貸付の詳細な条件等は、原則として当初の貸付と同様とする。